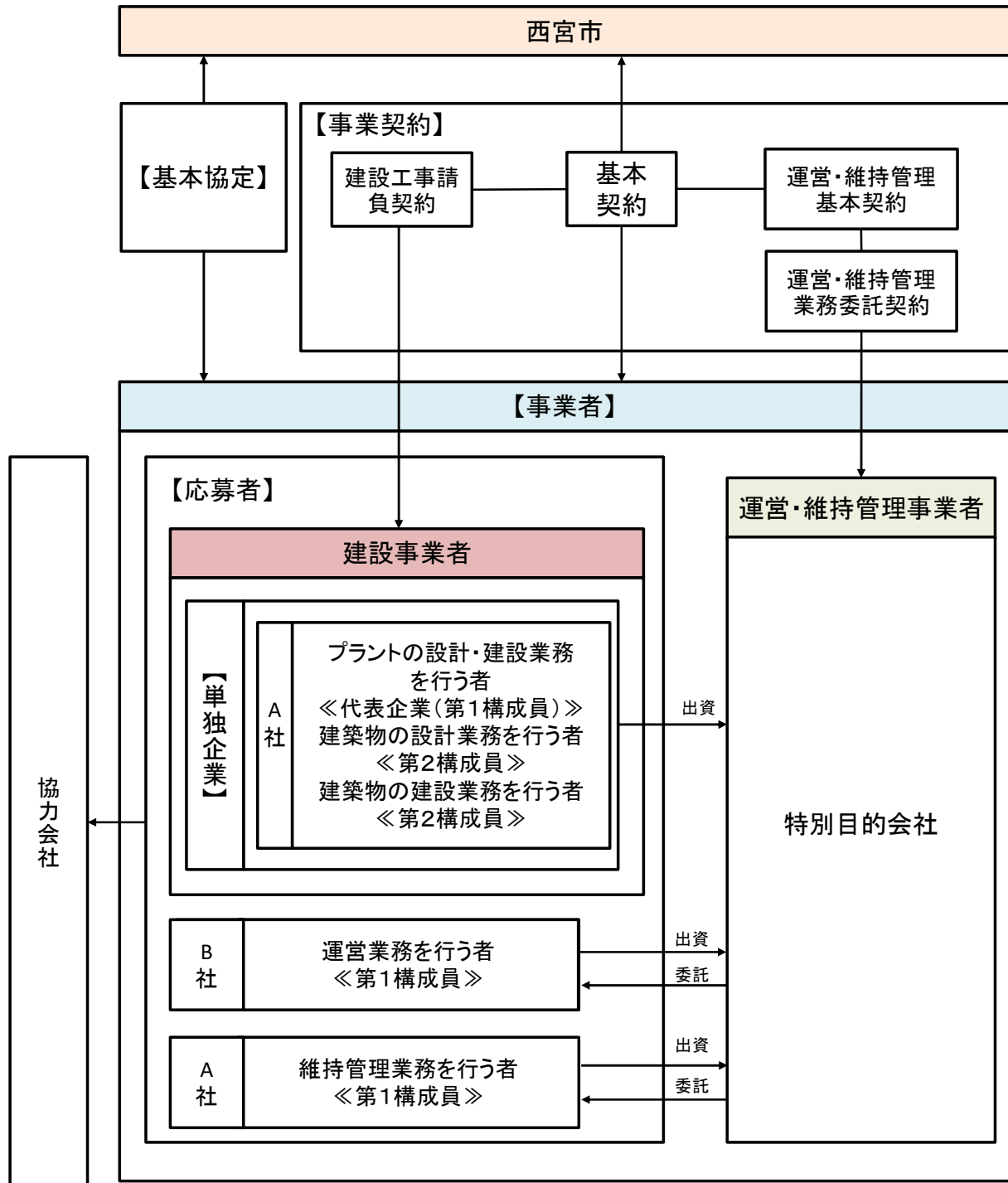
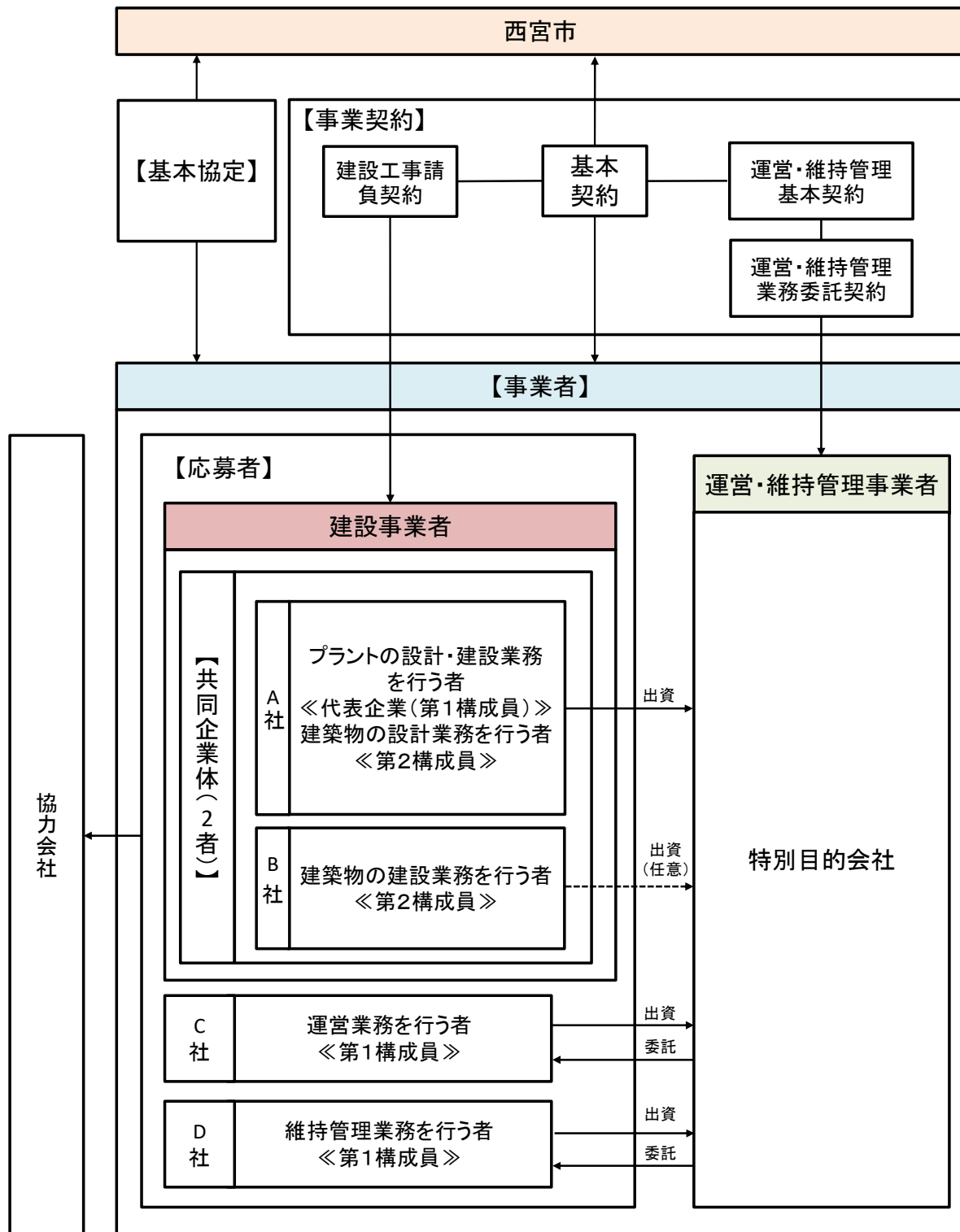


事業スキーム図

1 建設事業者が単独企業の場合（例）



2 建設事業者が共同企業体の場合（例）



低入札価格調査の取扱い

1 本調査の取扱い

本事業では適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者及び運営・維持管理事業者の健全な経営環境を確保するため、低入札価格調査（以下、「本調査」という。）を実施する。

建設工事費に関しては、変動型の調査基準価格を下回る入札が行われた場合、本調査の対象とする。また、運営・維持管理業務委託費（20年間）に関しては入札価格の如何に関わらず、本調査の対象とする。

本調査の結果、契約図書に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該応募者を失格とする。なお、失格基準価格は設けない。

なお、本調査の実施に伴い提出される「基準運営・維持管理費内訳書【様式第27号】」は運営業務及び維持管理業務に関する対価の支払いの基準となる内訳書として扱うこととし、運営・維持管理基本契約によって合意する内訳書となることに留意すること。

2 調査基準価格の算定方法

(1) 建設工事費の調査基準価格

建設工事費の調査基準価格の算定方法は次のとおりとする。

【建設工事費の調査基準価格の算定方法】

$$\text{予定価格} \times 0.875 + (\text{入札価格の平均額} - \text{予定価格} \times 0.875) \times 0.3$$

※1 上記により算定した額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

※2 上記の調査基準価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(2) 運営・維持管理業務委託費の調査基準価格

入札価格の如何に関わらず全て本調査の対象とする。

(3) 入札価格の平均額の算定方法

調査基準価格の算定に用いる「入札価格の平均額」の算定は次のとおりとする。

【入札価格の平均額の算定方法】

《建設工事費の平均額》

- 1) 入札価格が予定価格を超える場合は、当該入札価格を予定価格と同額とみなす。
- 2) 入札価格が予定価格×0.75を下回る場合は、当該入札価格を予定価格×0.75とみなす。
- 3) 無効又は失格となった入札がある場合は、4)の場合を除き、その入札価格を平均額の算定の対象としない。
- 4) 調査基準価格の決定後に無効又は失格となった入札がある場合でも、入札価格の平均額の再算定は行わない。

- ※1 上記2)により算定した額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- ※2 上記により算定した入札価格の平均額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- ※3 上記の調査基準価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

3 本調査の実施

本調査は次のとおり実施するものとし、詳細については「西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領（以下、「取扱要領」という。）」「低入札価格調査資料作成要領（以下、「作成要領」という。）」に準ずるものとする。

- 1) 調査対象者は、建設工事費に関しては取扱要領第10条に定められた資料等を運営・維持管理業務委託費（20年間）に関しては基準運営・維持管理費内訳書【様式第27号】及びその積算の基となる資料等を本市に提出しなければならない。
- 2) 基準運営・維持管理費内訳書【様式第27号】に関しては、本市と内容を協議するものとし、一部又は全部の差し替え及び追記を認めるものとする。
- 3) 調査対象者について、契約図書に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを審査するため、取扱要領第12条に掲げる低入札価格調査審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。
- 4) 審査委員会の審査結果により、調査対象者の価格によっても契約図書の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、当該調査対象者を落札者の候補とし、その履行がされないおそれがあると認められるときは、当該調査対象者を失格とする。
- 5) 調査対象者が失格となった場合には、次に総合評価点が高い者を調査対象者として同様の手順で入札価格の調査を行い、落札者の候補が決定するまで本手続きを実施する。当該調査の結果、契約図書の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、当該調査対象者を落札者の候補とする。

4 留意事項

参加した入札において、変動型調査基準価格の算定結果に疑義がある場合は、落札決定日の翌日から起算して2開庁日後までに本市に申し出ることができる。

5 判断基準

(1) 建設工事費

契約図書の内容に適合した履行がされないおそれがある場合、失格とする。

(2) 運営・維持管理業務委託費

契約図書の内容に適合した履行がされないおそれがある場合、失格とする。

固定費 A と変動費の比率及び固定費 B と建設工事費の比率は次の基準に基づき確認を行うものとする。

なお、基準運営・維持管理費内訳書の金額は技術提案書「運営・維持管理費計画書」に記載した維持管理費及び大規模補修費の内訳から変更することを可能とするが、基準運営・維持管

理費内訳書の金額が技術提案書《運営・維持管理費計画書》に記載した維持管理費及び大規模補修費の合計値を超過することや内訳の割合を大幅に変更することは不可とする。

【固定費 A と変動費の比率】

変動費と固定費 A の年間の支払額の割合は次のとおりとし、大きく逸脱し、契約図書の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、失格とする。

変動費：固定費 A=30%：70%

【固定費 B と建設工事費の比率】

固定費 B（諸経費含む）の 20 年間の合計支払額（税抜）は建設工事費（税抜）の 35%から大きく逸脱し、契約図書の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、失格とする。

6 低入札価格調査の算定例等

低入札価格調査の算定方法や低入札価格調査の実施方法の例は次のとおりである。

【参考；低入札価格調査の算定例】

《建設工事費の低入札価格調査》

予定価格；10,000 千円

	入札価格	平均額算定上の入札価格	入札価格の平均値	調査基準価格	結果
A 社	6,800,000	7,500,000	8,883,333	8,789,900	調査対象
B 社	7,500,000	7,500,000			調査対象
C 社	8,800,000	8,800,000			
D 社	9,500,000	9,500,000			
E 社	10,100,000	10,000,000			
F 社	12,000,000	10,000,000			

※上記の調査基準価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

【参考；低入札価格調査の実施方法】

	費目	入札価格	調査対象
ケース 1	建設工事費	調査基準価格以上	運営・維持管理業務委託費（20 年間）
	運営・維持管理業務委託費	全て	
ケース 2	建設工事費	調査基準価格未満	建設工事費及び運営・維持管理業務委託費（20 年間）
	運営・維持管理業務委託費	全て	

※調査対象となった建設工事費及び運営・維持管理業務委託費（20 年間）について個別に調査を実施し、契約図書に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、当該応募者を失格とする。